

2019年7月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 民事執行法の改正
- 事業廃業の方法について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.64



エバー総合法律事務所

民事執行法の改正

令和元年5月10日に民事執行法の改正がありました（公布日同月17日）。財産開示制度の改正や離婚した夫婦間で子を引渡す際のルールの明確化など、これまで実効性の乏しかった点についての改正が主な目的となっています。今回はこの点について解説します（なお、法務省民事局のホームページを参考にしています）。

1 債務者財産の開示制度の改正について

(1) 預貯金などの差押えなど強制執行を申立てるためには、債務者の財産を特定することが必要であり、そのための手段として、既に財産開示制度という制度が設けられています。これは債務者の財産に関する情報について、債務者自身の陳述から得ることを目的とした制度ですが、現実には利用件数が少なく、また実効性の点で問題とされていました。今回は、二つの方向でより実効性を高めようとする改正が行われました。

(2) 一つは、債務者以外の第三者からの情報取得手続を設けました。

具体的には、① 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協、労働金庫など）の預貯金に関する情報、② 株式、国債、社債等に関して振替機関等が管理する情報、③ 登記所（法務局）が管理する土地建物に関する情報、④ 日本年金機構、国家公務員共済組合等が有する厚生年金保険等に係る事務で知りえた給与債権に関する情報、⑤ 市町村が市町村民税の事務で知りえた給与債権に関する情報について、債権者の申立てにより裁判所を通じて取得できるようになりました。なお、④及び⑤については、養育費等の債権や生命身体の侵害による損害賠償請求権に関する場合があります。

これまでは、債権者側が自ら情報を取得しなければなりませんでしたが、現実的には困難でした。また、債務者が正直に陳述することもなく財産開示は実効性が乏しい状況でしたが、今回の改正の効果は大きいといえます。

(3) また、二つ目として、財産開示手続をより実効的にするために、財産開示の申立権者の範囲を拡大し、確定判決等を有する債権者以外に、仮執行宣言付判決などを得た場合や公正証書を有する場合にも申立ができるようになりました。また、債務者の不出頭や、陳述しなかったり、虚偽の陳述をしたことに対してこれまでは30万円の

過料でしたが、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金を科すとして厳罰化がなされ、実効性を高めています。

2 子の引渡しの強制執行に関する見直し

(1) これまで子の引渡しをめぐり、民事執行法は明文では定めておらず、動産に関する規定を類推適用するなどしていましたが規定の明確化を図る必要がありました。また国際的な子の返還の強制執行について、ハーグ条約に基づいた実施法の執行力について見直しが求められていました。今回はこれらの点について改正がなされました。

(2) 国内の子の引渡しについて

執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨の決定を行うと、執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡しをします。申立には、①間接強制（債務者が履行しない場合履行するまで金銭の納付を命じ、間接的に履行を強制する制度です）では引渡しの見込みがあるとは認められないときや、②子の急迫の危険を防止するために必要がある、などの要件が付加されました。引渡しの際には子と債務者が共にいることは不要とされましたが、子の利益に配慮し、債権者の出頭を原則とするとされました。

(3) 国際的な子の返還について

現行制度では間接強制をまず行うことが必要とされていますが、これを不要としながら、子の利益に配慮して、前項の①と②の要件が付加され、返還実施者の出頭が必要ではありますが、子と債務者が共にいることは不要とされました。

3 その他

その他不動産競売における暴力団員の買受防止の方策や、差押禁止債権に関する規定についても変更されています。

公布はされていますが、現時点（原稿作成時点令和元年5月30日）ではまだ法務省のホームページ上でも改正された民事執行法が公開されておらず、また施行期日も決定されていないものと思われます。今後施行規則など運用についてもさらに明確になると思いますので、またの機会に皆様にお伝えしたいと思います。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2019年7月17日(水)、7月23日(火)、7月31日(水)、8月7日(水)のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

事業廃業の方法について

1 後継者がいないなどの理由によって事業を廃業する場合にどのようにしたらよいか、お悩みの方もおられると思います。その事業の状態によって、法的な手続を行う必要があるか、法的な手続を利用せずに廃業にいたることができるか、事例によって異なります。その判断の最初のポイントは、会社の資産によって処理できない負債があるかどうかという点です。次に、取引先や従業員も含めて事業の資産の客観的価値だけではなく組織全体に価値があるか否か、さらに債権者、取引先、従業員などとの関係が良好か否かという点もチェックポイントになります。以下では各ポイントに応じて考えられる方法を述べ、最後に簡単なケースでの事業の廃業の具体的な方法について述べてみたいと思います。

2 各チェックポイントと採るべき方法について

(1) 負債について

まず、廃業を考えた場合に負債について処理できるかどうかという点が一番大きく選択方法に影響します。会社資産を売却して負債を完済できるのであれば、法的な方法を行わずに任意に債権者と交渉して廃業に至ることができます。法人の場合には清算、個人の場合には任意整理と言いますが、どちらも債務者が任意に進める手続です。法人の場合、債権者との交渉が難しいとき（清算の遂行に著しい支障を来すべき事情がある場合や債務超過の疑いがある場合）には特別清算手続という裁判所の監督のもとに行う手続もありますが、この制度についてはまた別の機会に紹介します。

完済できない場合には、破産手続（場合によっては特別清算）等の法的手続が必要になります（個人の場合には調停を利用する場合もあります）。

(2) 事業自体の価値について

法人や個人の事業の資産価値、例えば土地や建物、機械や預貯金などの資産の価値だけではなく、取引先、仕事のノウハウ、従業員などの人的な組織など事業組織自体に収益を産む力がある場合には、廃業手続の前に事業譲渡や、法人であれば会社分割などを行うことができます。その事業譲渡などの行為によって得た対価で債務の返済が完済できるのであれば問題ありません。しかし、債務が残る場合には、返済できない債権者を害する行為となって、法律に沿った事業譲渡等の手続を踏んだとしても詐害行為といって債権者から法的に追及を受ける可能性は残ります。このような場合には、破産、再生、特別清算などの手続で裁判所の監督のもとに譲渡するというのが紛争を招かない方法といえます。

(3) 債権者、取引先、従業員との関係について

法人でも個人でも事業の終わり方について、債権者、取引先、従業員との関係が良好かどうかによって違いが生じます。もちろん事業規模によりますが、廃業を宣言する場合の混乱を防ぐという点は重要ですから、少なくとも大口の債権者、取引先には事前に説明して了承を得る必要があります。もっとも人様の口に戸は立てられませんから、告げるのはある程度準備ができた段階になってからです。従業員もその後の身の振り方があるので、説明とそのタイミングを考えることは必要です。説明や了承を得るためには関係が良好であるということが必要で、関係性に問題がある場合には混乱を招く可能性があります。負債が残らない場合でも任意の手続である清算や任意整理という手続が難しくなることもあります。

3 負債もなく、事業価値もなく事業停止によって混乱なく廃業に至ることができる場合の具体的方法について

上記のチェックポイント（負債、事業価値、関係性）であまり問題がなく、直ちに事業停止を行える場合には、①法人の場合に必要な法的手続、②各種手続、を行う必要があります。

①ですが、法人の場合には、株主総会の解散決議、議事録が必要になります。解散の場合には通常代表取締役が清算人として選任されることが多く、解散・清算人選任登記が必要です。清算人により会社の資産を処分して、債務を整理し、財産が余ったら株主に分配して清算終了となります。最後に清算終了登記をおこないます。

②については、個人にもあてはまりますが、税金面の点で税務署、都道府県税事務所や市町村役場への廃業に関する各届出、清算に関する申告、事業に許認可を受けている場合には監督官庁への廃業届、従業員の関係で社会保険、雇用保険、年金の各役所への廃業に関する届出を提出する必要があります。これらは既に述べたようにスムーズに混乱なく手続を行うことが必要ですので、事前に弁護士などの専門家に相談されることをお勧めします。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

| | |
|----------|-------------------------|
| 着手金 | 30万円プラス消費税 |
| 預り金 | 10万円程度 |
| 報酬 | 全額回収できた場合 60万円プラス消費税 |
| 200万円の場合 | 32万円プラス消費税 |

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

| | |
|-----|------------------|
| 着手金 | 30万円から50万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |
| 報酬 | 30万円から50万円プラス消費税 |

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる 場合

| | |
|-------|------------------|
| 申立着手金 | 10万円から20万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

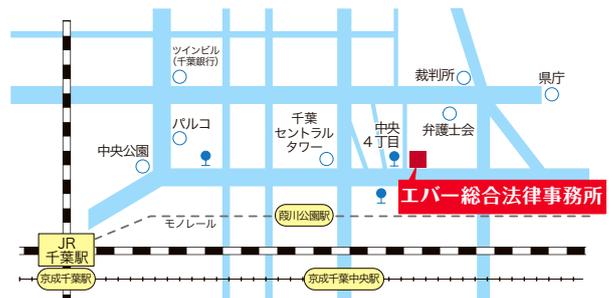
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。